第三十三条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二第五項及び第三十九条の七第四項」を加え、「同条第一項」を「同法第三十九条第一項」に、「とする」を「と、同法第三十九条の二第五項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の七第四項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「同項の政令」と、「当該条例又は当該政令」とあるのは「当該政令」とする」に改める。

第三十五条中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十三号」に、「第十七条第一項第十五号」を「第十七条第一項第十九号」に改める。

第三十六条中「第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」に改める。

第四十二条第三項中「第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十五号」を「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号」を「第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号」に改め、同条第四項中「第百七条」を「第百九条」に改める。

第五十九条中「第五十七条」を「第五十八条」に改め、同条を第六十条とする。

第五十八条を第五十九条とし、第五十七条を第五十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第五十七条　機構又は地方道路公社が第八条第一項第十八号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、当該機構又は地方道路公社の役員又は職員が、道路法第三十九条の五第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る同法第三十九条の三第一項に規定する占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

（都市計画法の一部改正）

第三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十一の見出し中「整備を一体的に」を「建築又は建設を」に改め、同条中「都市計画施設である道路（」を「道路（都市計画において定められた計画道路を含み、」に改め、「の整備と併せて当該都市計画施設である道路」を削り、「整備を一体的に」を「建築又は建設を」に、「、当該都市計画施設である」を「、当該」に、「（当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、」を「であつて」に、「定めたものをいう。）」を「定めるもの」に改める。

第二十三条第七項中「都市計画施設である道路を管理することとなる」を「道路の管理者又は管理者となるべき」に改める。

第五十三条第一項第五号中「都市計画施設である」を削り、「道路の」を「道路（都市計画施設であるものに限る。）の」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

第三十六条の二第一項中「都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。）である」及び「都市計画施設である」を削り、同条第二項中「都市計画施設である」を削る。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

第十三条第一項第二号中「の内容（」を「（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。）を除き、」に、「限る。）の内容」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定更新等工事の内容

第十三条第四項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第十四条第一項第二号中「の内容（」を「（特定更新等工事を除き、」に、「限る。）」を「限る。）の内容」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定更新等工事の内容

第十四条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであること。

第二十五条第一項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第二項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第二十六条第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第三号、第四号及び第七号」を「第四号、第五号及び第八号」に改める。

第三十一条第一項中「この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日」を「平成七十七年九月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条（道路法第四十七条の七の改正規定を除く。）及び第二条（道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。